

大分市自治基本条例検討委員会  
第6回市民部会

平成22年3月29日(月) 14時から  
大分市役所 議会棟3階 第5委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案の検討について

(2) 第11回全体会への提出議題について

(3) その他(次回開催日程等)

「自治基本条例」の市民部会に関する条文(第1案)

条例名 項目	札幌市自治基本条例 H19. 4. 1施行	宇都宮市自治基本条例 H21. 4. 1施行	高松市自治基本条例 H22. 2. 15施行	熊本市自治基本条例 H22. 4. 1施行予定	北九州市自治基本条例 H22. 4. 1施行予定	函館市自治基本条例 H22. 4. 1施行予定	(仮称)大分市自治基本条例		
							市民部会意見	条文(市民部会第1案)	考え方・問題点等
市民の定義	<p>第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行うもの若しくは団体をいう。</p>	<p>第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住む人並びにそこで学び、及び働く人をいう。 (5) 地域活動団体 地域で自主的に公共的活動を行う、地域ごとに形成された団体をいう。 (6) 非営利活動団体 自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせず活動する団体(前号に定めるものを除く。)をいう。 (7) 事業者 市内において事業活動を行う企業その他の団体(前2号に定めるものを除く。)をいう。</p>	<p>第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人およびしない個人で行い、又は活動を行う個人または法人その他の団体をいう。</p>	<p>第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。 (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)</p>	<p>第1章 総則 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者、市内に不動産を所有する者並びに市内で事業活動その他活動を行う者及び団体をいう。</p>	<p>第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者および市内で活動する法人その他の団体をいいます。</p>	<p>大分市に住んでいる人、働く人、学ぶ人を市民とし、事業者や地域活動団体等も含む。 ・札幌市の条文が本部会の考え方に似ている。 ・熊本市の条文が分かりやすい。 ・札幌市と熊本市を合わせた考え方で、案を作成する。</p>	<p>(定義) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。 ア 本市の区域内に住所を有する者 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)</p>	<p>・熊本市の条文を参考にしながら、(1)「住民」の定義部分を、アとして入れ込んだ。 ・「ア・イ・ウ」とするか、一文にまとめるか。 ・「本市の区域内」とするか「市内」とするか。</p>
市民の権利	<p>第2章 市民 第1節 市民の権利 (まちづくりに参加する権利) 第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。  (市政の情報を知る権利) 第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p>	<p>第2章 市民の権利及び責務 (市民の権利) 第4条 市民は、個人として尊重され、市民としての幸せを求めていく権利を有する。 2 市民は、市政に参画する権利を有する。 3 市民は、平等に行政サービスを受ける権利を有する。</p>	<p>第2章 市民、議会および執行機関の役割と責務 第1節 市民 (市民の知る権利) 第6条 市民は、市政に関する情報について、知る権利を有する。  (市民の参画の権利) 第7条 市民は、人種、信条、性別、社会的身分等にかかわらず、市政および地域のまちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、参画に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参画することまたは参画しないことによる不利益な取扱いを受けない。</p>	<p>第2章 市民、市議会及び市長等の役割 (市民の権利) 第5条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有します。ただし、法令上保有できないものを除きます。 (1) 市長等及び市議会に対して、情報を求める権利 (2) 市政・まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利</p>	<p>第2章 市民 (自治における市民の権利) 1 市民は、人間として等しく尊重され、幸福な生活を営む権利を有する。 2 市民は、自らの知見及び経験等に基づき得た情報を市政に提供する権利を有するとともに、市が保有する情報を知り、これを活用する権利を有する。  (子どもの権利) 1 子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じて自治を担うことができる。 2 子どもは、自治の主体となることを自覚しながら成長できる環境を与えられなければならない。</p>	<p>第5章 市民 (市民の権利及び責務) 第16条 市民は、自由かつ平等にまちづくりに参加する権利を有します。 2 市民は、市が保有する情報について知る権利を有します。  個人情報保護も権利の一つと考えるが、慎重な取扱いをする。</p>	<p>・安心・安全・快適に暮らす権利 ・市の情報を得る権利 ・市民参画をする権利 ・市のサービスを受ける権利  個人情報保護も権利の一つと考えるが、慎重な取扱いをする。 ・札幌市の「市民の権利」が本部会の考え方に近い。 ・「安心、安全、快適に暮らす権利を有する」ことが大前提なので、第1項に入れる。 ・第2項、第3項は札幌市の「まちづくりに参加する権利」と「市政の情報を知る権利」を入れる。 ・北九州市の「子どもの権利」の第1項を是非入れたい。</p>	<p>(章) 市民 (市民の権利) (条) 市民は、安心、安全、快適に暮らす権利を有する。 2 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。 3 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求める権利を有する。  (子どもの権利) (条) 子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じて自治を担う権利を有する。</p>	<p>・札幌市の条文を参考にしながら、1項に「安心、安全、快適に暮らす権利」を追加した。 ・「市民は、」と「権利を有する。」は、他都市に倣ってあわせた。 ・「参加」を「参画」にしたのは、「市民参加・まちづくり部会」から出た、「参加」よりも一歩進んだ「参画」を使いたいという意見を取り入れた。 ・「子どもの権利」については、主語が「子ども」に限定されるため、(条)を分けて別出しにした。  ・「責務」と対比したときに、「行政サービスを受ける権利」を入れなくて良いか。 ・「安心・安全・快適に暮らす権利」は、市民を広く捉えたときに、市外の人をどう担保するか。 ・「子どもの権利」は、市民の権利とダブるようになるが、取扱いをどうするか。 ・子供が担う自治とはどういうものがあるか。</p>



「自治基本条例」の市民部会に関する条文(第1案)

条例名 項目	札幌市自治基本条例	宇都宮市自治基本条例	高松市自治基本条例	熊本市自治基本条例	北九州市自治基本条例	函館市自治基本条例	(仮称)大分市自治基本条例		
	H19. 4. 1施行	H21. 4. 1施行	H22. 2. 15施行	H22. 4. 1施行予定	H22. 4. 1施行予定	H22. 4. 1施行予定	市民部会意見	条文(市民部会第1案)	考え方・問題点等
その他		(自立及び互助) 第19条 公共的活動の実施に当たっては、自らできることは自らが、身近な地域社会でできることはその中で、互いに話し合い、助け合い、及び連携しながら、率先して行うものとする。					<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のことは地域で支えあう仕組みづくりが盛り込まれるべき。</li> <li>・地域コミュニティを形成する観点からも「自助・共助・公助」が大事である。</li> </ul>	(コミュニティ) (条) 地域におけるコミュニティの形成に当たっては、自らできることは自らが、身近な地域社会でできることはその中で、互いに話し合い、助け合い、及び連携しながら、率先して行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り敢えず「コミュニティ」という項目にしているが、どう取り扱うか。</li> <li>・条文内容が、前条までと釣り合っているか。</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り敢えず入れておいて、今後検討する。</li> </ul>		

( 2010.3.29 第 6 回市民部会 事務局作成資料 )

大分市自治基本条例検討委員会 市民部会 条例 ( 一例 )

第 1 章 < 総則 >

( 定義 )

市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体( 以下「事業者・地域活動団体等」という。 )

第 二 章 < 市民の権利及び責務 >

( 市民の権利 )

- 1 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。
- 2 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。
- 3 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求める権利を有する。

( 子どもの権利 )

- 1 子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。
- 2 子どもには、本市の自治を担う市民として健やかに育成される環境が与えられなければならない。

( 市民の責務 )

- 1 市民は、自治の基本理念を実現するため、自治の主体であることを認識し、次に掲げる責務を果たすものとする。
  - 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに参画する ( 取り組む ) よう努めること。
  - まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。
  - 市政運営に伴う負担を分担すること。
- 2 事業者、地域活動団体等は、その社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。